

国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可について

(諮問第3180号)

<目次>

1	諮問書	.....	1
2	申請概要	.....	2
3	審査結果	.....	7

別添（委員限りのため省略）

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可申請書

(公印・契印省略)

諮問第3180号

令和6年3月21日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

国立研究開発法人情報通信研究機構(理事長 徳田 英幸)から情通機理第22号のとおり、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和5年法律第87号。以下「改正法」という。)附則第2条第4項の規定に基づき、改正法による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」という。)第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、機構法及び特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令(令和6年総務省令第11号)の規定に適合していると認められるため、改正法附則第2条第5項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、改正法附則第2条第5項の規定により諮問する。

# 特定アクセス行為等実施計画の認可について

---

令和6年3月  
総務省 サイバーセキュリティ統括官室

## 情報通信研究機構(NICT)法

総務大臣

サイバーセキュリティ戦略本部

中長期目標・計画に係る意見聴取

特定アクセス行為等に係る実施計画認可

中長期目標策定・計画認可



情報通信研究機構(NICT)

【法改正のポイント②】

サイバーセキュリティ対策助言等業務を新設し、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査対象を拡充

### サイバーセキュリティ対策助言等業務

(サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器を調査し、機器の管理者等に必要な助言及び情報を提供)

ID・パスワードの設定に脆弱性を有する機器



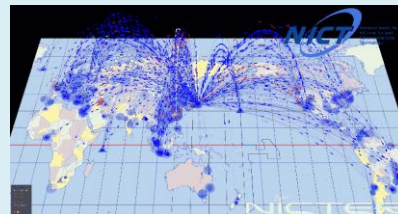
令和6年度以降も継続して実施(特定アクセス等実施業務)

ファームウェアの脆弱性等のID・パスワード以外の脆弱性を有する機器



NICTの業務として新たに法的に位置づけ

既にマルウェアに感染している機器



感染通信を観測

【法改正のポイント①】

サイバー攻撃の最新動向等に応じて機動的に対応するため、特定アクセス等について、総務大臣の認可を受けた実施計画で定めた期間において実施

IoT機器メーカー

電気通信事業者 (ISP)

Sier

その他セキュリティ関係者

注意喚起



機器の利用者

利用者からのサイバー攻撃の被害の申告を待つことなくプッシュ型による支援を実施するとともに、様々な関係者との連携により総合的なIoTセキュリティ対策を促進

# (参考)省令改正の概要

- 本省令は、特定アクセス行為等実施計画（以下「実施計画」という。）の記載事項や識別符号の基準等を規定するもの。
- 特定アクセス行為等の実施について、サイバー攻撃の最新動向等に応じて機動的な対応を可能とするとともに、厳格な要件の下で実施されることをこれまで以上に確実に担保する観点から、改正NICT法で実施計画の記載事項の一部を法定化したことに伴い、現行省令で求めている事項や新たに必要となる事項（実施期間、外部委託関係等）等を含めて記載事項の規定を整理。あわせて、総務大臣が当該実施計画の認可に必要な参考資料の提出を求めることを可能としている。
- また、省令で用いられる用語の定義の明確化のための規定を設けるとともに、改正NICT法による省令委任規定の条項の順序の変更に合わせて、省令の規定の位置の変更等を行ったことから、全部改正となったもの（識別符号に関する規定は内容の変更なし）。

## 法律上の記載事項

- ① 特定アクセス行為等の実施期間
- ② 特定アクセス行為等の実施体制（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先の選定に係る基準及び手続を含む。）
- ③ 特定アクセス行為に用いる設備
- ④ 特定アクセス行為に用いる識別符号
- ⑤ 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）
- ⑥ その他総務省令で定める事項

## 省令上の記載事項

- ① **特定アクセス行為等の実施期間** ※赤字が新たな記載事項
- ② 特定アクセス行為等の実施体制
- ③ 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
- ④ **法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続**
- ⑤ 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス
- ⑥ 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲
- ⑦ 前二号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項
- ⑧ 特定アクセス行為に係る識別符号の方針
- ⑨ 前号の方針に基づき入力する識別符号
- ⑩ 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置 **（法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）**
- ⑪ 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項
- ⑫ **特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項**
- ⑬ その他必要な事項

- 今般NICTより提出のあった特定アクセス行為等実施計画案に関し、令和5年のNICT法改正及び令和6年2月の総務省令改正による記載事項の変更等に伴い、新たに記載された主なポイントは以下のとおり。

## 1. 実施期間の記載

- **実施期間（実施計画1関係）**

- 第5期中長期目標・計画の期間を踏まえ、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。

## 2. 電磁的記録作成業務の委託に伴う記載

- **特定アクセス行為等の実施体制（実施計画2.1関係）**

- 特定アクセス行為は、従来どおりNICTで実施するが、電磁的記録作成業務については、法令に基づき、実施計画2.3の基準及び手続を踏まえて業務委託を行う場合があることとする。

- **電磁的記録作成業務の委託先の選定基準（実施計画2.3関係）**

- 委託先は、NICTと同等程度の適切な情報セキュリティ管理や情報セキュリティ対策の実施、資本関係・役員の情報、委託事業従事者の所属・専門性・実績及び国籍に関する情報といった適格性の確保などに関する基準を満たすものとする。

- **委託先における情報の適正な取扱いを確保するための措置（実施計画5関係）**

- 電磁的記録作成業務を他の者に委託する場合の委託先においても、NICTにおける安全管理措置と同様の措置を講ずるものとすることに加え、受託者に対し、再委託を禁止するとともに、秘密保持義務等を課すものとする。
- 特定アクセス行為を行う区画・設備については、電磁的記録の作成を行う施設とも厳格に区別し、「特定アクセス行為に係る業務に従事する者」として提出した職員以外に当該区画への入室ができないようにする。また、電磁的記録の作成に用いる端末から特定アクセス行為に係る画面を参照できないよう、厳格に区別するものとする。

## 3. その他

- **緊急的に対処が必要な場合に特定アクセス行為に用いる識別符号（実施計画4.2関係）**

- 別添3以外の識別符号を利用した送信型対電気通信設備サイバー攻撃が発生し、電気通信役務の提供に重大な支障が生じるおそれがあり、緊急的に対処が必要な場合は、総務省と事前に調整の上、1か月の間に限り当該攻撃に利用されている識別符号を用いて調査を行うこととする。

- **特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開（実施計画6.2関係）**

- 本業務の概要、本業務の実施によって判明した脆弱なIoT機器やサイバー攻撃の動向等の情報は、積極的に総務省と連携してNOTICEのWebサイト等に掲載することとし、本業務の実施における透明性を確保するよう努めることとする。

# 今後のスケジュール

- 電気通信事業部会における答申を踏まえ、特定アクセス行為等実施計画を認可すべきとされた場合、総務大臣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第2条第5項の規定に基づき、その認可をすることとする。この場合において、その認可を受けた実施計画は、この法律の施行日である、令和6年4月1日に認可を受けたものとみなされる。

令和5年度				令和6年度
12月	1月	2月	3月	4月
<b>【法律（NICT法の一部改正等法）】</b> ▲ 成立・公布 (12/11:成立、12/15:公布) ▲ 4月1日 施行				
<b>【省令】</b> ● 諮問 (12/21~12/27) → ● パブリックコメント → ● 答申 (2/7~2/14) 情報通信行政・郵政行政審議会 総会（メール審議） ▲ 公布 (2月26日) ▲ 施行				
<b>【実施計画】</b> ● 3月21日 電気通信事業部会 ▼ 認可申請 (2月26日) ▼ 認可 → 業務開始				

## 審 査 の 結 果

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「法」という。）及び特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令（令和6年総務省令第11号。以下「省令」という。）に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	結 果	事 由
1 特定アクセス行為等の実施期間が適正に定められていること。（省令第二条第一項第一号）	<b>適</b>	特定アクセス行為等の実施期間が明確に定められており、当該期間は適正なものであると認められる。
2 特定アクセス行為等の実施体制が適正に定められていること。（省令第二条第一項第二号）	<b>適</b>	特定アクセス行為等の実施体制が適正に定められていると認められる。
3 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先が適正に定められていること。（省令第二条第一項第三号）	<b>適</b>	特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先が適正に定められていると認められる。
4 法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続が適正に定められていること。（省令第二条第一項第四号）	<b>適</b>	法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続が適正に定められていると認められる。
5 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスが適正に定められていること。（省令第二条第一項第五号）	<b>適</b>	特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスが適正に定められていると認められる。
6 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲が適正に定められていること。（省令第二条第一項第六号）	<b>適</b>	特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲が適正に定められていると認められる。
7 省令第二条第一項第五号及び第六号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項が適正に定められていること。（省令第二条第一項第七号）	<b>適</b>	省令第二条第一項第五号及び第六号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項が適正に定められていると認められる。
8 特定アクセス行為に係る識別符号の方針が適正に定められていること。（省令第二条第一項第八号）	<b>適</b>	特定アクセス行為に係る識別符号の方針が適正に定められていると認められる。
9 省令第二条第一項第八号の方針に基づき入力する識別符号が適正に定められていること。（省令第二条第一項第九号）	<b>適</b>	省令第二条第一項第八号の方針に基づき入力する識別符号が適正に定められていると認められる。



<p>10 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項（法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）が適正に定められていること。（省令第二条第一項第十号）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項と、電磁的記録作成業務の委託先における情報の適正な取扱いを確保するための措置が、適正に定められていると認められる。</p>
<p>11 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項が適正に定められていること。（省令第二条第一項第十一号）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項が適正に定められていると認められる。</p>
<p>12 特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項が適正に定められていること。（省令第二条第一項第十二号）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項が適正に定められていると認められる。</p>
<p>13 その他必要な事項について適正に定められていること。（省令第二条第一項第十三号）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>電気通信事業者等からの技術的な問合せ対応や、本業務で得られるサイバー攻撃に係る情報の提供、本業務の高度化及び調査で得られた情報等の活用に係る調査・研究に関する事項など、本業務の実施に当たり必要な事項について、適正に定められていると認められる。</p>
<p>14 本実施計画に基づき、特定アクセス行為等が確実に実施されると認められること。（法第十八条第四項）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>機構は、令和元年度から令和5年度までにおいて、特定アクセス行為等を遺漏なく実施した実績があり、本実施計画においても、業務の実施体制や設備に関する事項が具体的かつ明確に記載されており、本計画に基づき特定アクセス行為等が確実に実施されると認められる。</p>